

## 航空法

### 1. 案内情報

- ①手続名：空港の供用再開期日の届出
- ②手続根拠：航空法（以下「法」という。）第44条第5項において準用する法第42条第3項
- ③手続対象者：空港の設置者
- ④提出時期：法第44条第5項において準用する法第42条第2項の検査の合格があつたとき
- ⑤提出方法：申請書を作成し、航空法施行規則（以下「規則」という。）第240条第1項第13条の2に掲げるもの以外のものにあっては、航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課へ提出して下さい。なお、規則第240条第1項第13条の2に掲げるものにあっては、空港の所在地を管轄区域とする地方航空局空港部管理課へ提出して下さい。
- ⑥手数料：なし
- ⑦添付書類・部数：規則第84条に定めるところによる。
- ⑧申請書様式：様式の特定はなし
- ⑨記載要領・記載例：⑤提出方法に記載した提出先となる担当課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

#### ①提出先：

航空局 03-5253-8111 (代表)

航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（内線49121）

東京航空局

空港部管理課 03-5275-9317

大阪航空局

空港部管理課 06-6949-6213

#### ②受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

#### ③相談窓口：①提出先に同じ。

④その他：東京航空局の管轄区域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、山形県、秋田県、福島県、宮城県、岩手県、青森県及び北海道）

大阪航空局の管轄区域（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山县、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山县、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

### 3. 手続情報

- ①審査基準：なし
- ②標準処理期間：なし

③不服申立方法：行政不服審査法の規定による。